

# 農林水産省



| 番号    | 制度名                   |
|-------|-----------------------|
| 農林水産省 |                       |
| 農水01  | 輸出事業用資産の割増償却          |
| 農水02  | 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却   |
| 農水03  | 経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置 |

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

|     |  |
|-----|--|
| 制度名 | 輸出事業用資産の割増償却   |
| 税目  | 法人税、法人住民税、法人事業税  |
| 区分  | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(2) 過去の適用数

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(3) 将来の適用数

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(4) 過去の減収額

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(5) 将来の減収額

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |

【点検結果】

なし。

(6) 過去の効果

|  |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（令和5年度末までに、令和4年度認定分は認定時の実績の118%（令和4年度と令和5年度の実績の合計）、令和5年度認定分は認定時実績の107%とする。以下同じ。）に対する過去の効果（令和4年度）が把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標に対する過去の効果（令和4年度）について、「当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標に対する過去の直接的な効果（令和4年度）について、「当該税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2兆円、5兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年14%増の輸出実績となることを見込んでいる。※令和4年10月から輸出事業計画の認定が始まったばかりであり、令和5年8月1日時点では、当該税制を使う輸出事業計画は3件である。既に認定済の計画については、令和5年度中には割増償却の結果が出ることを考える。既に事業実施計画の段階だが、3件が計画認定されていることから、令和5年度は着実に件数が伸びるものと考えられる」と説明されているが、過去の効果（当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標の達成状況（達成目標に対する進展の程度）が明らかにされていない。</p> <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 当該税制は、令和4年10月からの開始となり、これまでに輸出事業計画の認定は3件あるが、それら施設等ははまだ供用が開始されておらず、よって割増償却は適用されていない（実際の適用は令和5年度の確定申告から）ため、現時点での実績を示すことができない。しかし、現在税制適用を前提とした輸出事業計画の策定も増えてきており、現状の3件を含む今後認定される事業者について、割増償却適用後の状況をヒアリングし、次回の政策評価時に報告したい。</p> <p>② ①同様</p> <p>③ ①同様</p> <p>④ ①同様</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～④ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> |
|--|

(7) 将来の効果

|   |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率（令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増）とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。以下同じ。）に対する将来の効果が年度ごとに予測されていない。</p> <p>② 達成目標に対する将来の効果について、「当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標に対する将来の直接的な効果（令和5年度から7年度まで）について、「当該</p> |
|---|

|  |
|--|
| <p>税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組（商品開発や展示会への出展等）として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2兆円、5兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年14%増の輸出実績となることを見込んでいる。※令和4年10月から輸出事業計画の認定が始まったばかりであり、令和5年8月1日時点では、当該税制を使う輸出事業計画は3件である。既に認定済の計画については、令和5年度中には割増償却の結果が出ると思われる。既に事業実施計画の段階だが、3件が計画認定されていることから、令和5年度は着実に件数が伸びるものと考えられる」と説明されているが、将来の効果（当該税制を活用した事業者は達成目標（認定後の年間増加率は対前年比14%増）を達成すると見込んでいる）から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。</p> |
| <p><b>【農林水産省の補足説明】</b></p> <p>① 当該税制を利用する輸出事業者については、事前評価書の9の③に記載のとおり令和6年、令和7年の達成目標は、14%と見込んでいる。なお、達成目標14%の数字については、農林水産物・食品の輸出額実績の伸び率に合わせている。</p> <p>② ①同様</p> <p>③ これまでに輸出事業計画の認定は3件あるが、それら施設等ははまだ供用が開始されていないため、現時点での実績を示すことができない。しかし、現在税制適用を前提とした輸出事業計画の策定も増えてきており、現状の3件含む今後認定される事業者について、①同様その効果についてもヒアリングし、次回の政策評価時に報告したい。</p>   |
| <p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「達成目標14%の数字については、農林水産物・食品の輸出額実績の伸び率に合わせている」との説明では、算定根拠（数値の出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 「①同様その効果についてもヒアリングし、次回の政策評価時に報告したい」との説明では、具体的な効果を検証する方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>  |

## (8) 他の政策手段

|                                |
|--------------------------------|
| <b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b> |
| なし。                            |
| <b>【農林水産省の補足説明】</b>            |
| —                              |
| <b>【点検結果】</b>                  |
| なし。                            |

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                 |  |   |
|---|-----------------|--|---|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 輸出事業用資産の割増償却   |   |
| 2 | ①: 政策評価の対象税目    | (法人税:義) (国税3)<br>(地方法人税、特別法人事業税:外(自動運動)) (国税)<br>(法人住民税、法人事業税:義(自動運動)) (地方税)   |   |
|   | ②: 上記以外の税目      | (所得税:外(国税3))<br>(住民税:外(自動運動)) (地方税)  |   |
| 3 | 要望区分等の別         | 【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】  |   |
| 4 | 内容              | 《現行制度の概要》<br>令和4年10月に改正された輸出促進法において、青色申告書を提出する法人で同法の認定を受けた輸出事業者(以下「認定輸出事業者」という。)であるものが、同法の改正の施行の日から令和6年3月31日までの間に、輸出事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%(建物及びその附属設備並びに構築物については35%)の割増償却ができるものとする。<br>《要望の内容》<br>適用期限を2年間延長し、令和6年4月1日～令和8年3月31日に取得した輸出事業用資産に適用する。<br>《関係条項》<br>【所得税・法人税】<br>租税特別措置法第13条の2、第46条の2(輸出事業用資産の割増償却) |   |
|   | 5               | 担当部局   | 農林水産省輸出・国際局輸出支援課  |
|   | 6               | 評価実施時期及び分析対象期間   | 評価実施時期:令和5年5月～8月<br>分析対象期間:令和4年度(ただし施行が10月1日のため、令和4年度の対象期間は半年間)～令和7年度   |
|   | 7               | 創設年度及び改正経緯   | 令和4年10月1日 創設  |
| 8 | 適用又は延長期間        | 令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)  |   |
| 9 | 必要性等            | ①: 政策目的及びその根拠  | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする。<br>《政策目的の根拠》<br>食料・農業・農村基本計画(令和2年3月閣議決定)等において、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額の目標が設定され、この目標を実現するため、「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において、令和2年11月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が、更に令和3年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」が取りまとめられた。この中で、輸出目標達成のための課題として、効率的な輸出物流の構築や加工食品に対する海外規制への対応が挙げられ、これらの課題を解決するため、設備投資を促進することとし、金融・税制を含め必要な支援を幅広く検討することとさ |

|                    |      |                      |   |           |           |           |           |           |     |   |    |     |     |
|--------------------|------|----------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|---|----|-----|-----|
| 10                 | 有効性等 | ①: 適用数               | <p>れた。</p> <p>このため、昨年10月に施行された改正輸出促進法のもと、物流の効率化や輸出先国の食品安全規制に対応する等の課題解決を促進することにより、農林水産物・食品の輸出拡大を図る。</p> <p>特に、同法の施行に合わせて実施された輸出関係閣僚会議においては、2025年2兆円目標の前倒し達成を目指すこととしており、喫緊の課題であることから、金融・税制等の支援策を積極的に講じていく。</p> <p>《大目標》<br/>食料の安定供給の確保、農林水産物の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。<br/>《中目標》<br/>1. 食料の安定供給の確保<br/>《政策分野》<br/>② グローバルマーケットの戦略的な開拓</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/>特別措置を利用した認定輸出事業者の輸出実績を段階的に高めていく観点から、輸出額の増加率は直近の目標である2025年の輸出額2兆円の達成に必要な増加率(令和元年実績9,121億円から、毎年対前年比14%増)とする。つまり、令和6年度及び令和7年度の目標は、対前年度比14%増とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額を達成するためには、海外の規制や需要に対応した食品製造や効率的な輸出物流を構築するための設備投資を促進することが不可欠である。<br/>しかしながら、多額の設備投資後、輸出事業が収益化するまでの期間が長いことにより、輸出に取り組もうとする事業者にとって参入障壁となっている。<br/>このため、投資後の税負担を軽減する措置を講じることにより、輸出拡大のための活動を支援することで、事業者の設備投資を後押しする。投資された設備が輸出事業の用に供されることから、輸出額増加への貢献が期待される。</p> |           |           |           |           |           |     |   |    |     |     |
|                    |      | ②: 政策体系における政策目的の位置付け | <p>単位:件</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和4年度(実績)</td> <td>令和5年度(見込)</td> <td>令和6年度(見込)</td> <td>令和7年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>0</td> <td>61</td> <td>122</td> <td>183</td> </tr> </table> <p>※ 法人税、地方法人税、特別法人事業税、法人事業税及び法人住民税については、同一件数。<br/>適用額欄に記載のアンケート調査を基に推計。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照<br/>年間の輸出事業計画の認定見込み件数を280件(Aとした上で、Aのうち設備投資を行う割合を90%(B)、Bのうち税制措置を利用する割合を30%(C)、Cのうち要件となる輸出割合を達成する割合を80%と仮定し、年間の適用見込み数を算定した。(約60件/年)<br/>令和4年度については、1件輸出事業計画の認定があるが、施設整</p>  |           | 令和4年度(実績) | 令和5年度(見込) | 令和6年度(見込) | 令和7年度(見込) | 適用数 | 0 | 61 | 122 | 183 |
|                    |      |                      | 令和4年度(実績)   | 令和5年度(見込) | 令和6年度(見込) | 令和7年度(見込) |           |           |     |   |    |     |     |
| 適用数                | 0    | 61                   | 122   | 183       |           |           |           |           |     |   |    |     |     |
| ③: 達成目標及びその実現による寄与 |      |                      |   |           |           |           |           |           |     |   |    |     |     |

|         | <p>備の施工開始が令和5年5月開始のため、実質的には0件となる。</p> <p>※令和5年8月1日現在、本年2月に1件、4月に1件、8月に1件、割増償却を利用する輸出事業計画が合計で3件の認定を受けている。また、他に12件利用予定の計画がある。</p> <p>なお、事業が始まったものの、まだ施設整備が終了していないため、割増償却が発生するタイミングは令和5年度以降である。</p>  |               |               |               |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
|---------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|---|------|------|-----|-----|---|---|----|------|---------|---|-----|------|------|-------|---|-----|-----|------|-------|---|-----|-----|------|------|---|------|-------|-------|
| ②: 適用額  | <p style="text-align: center;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度<br/>(実績)</th> <th>令和5年度<br/>(見込)</th> <th>令和6年度<br/>(見込)</th> <th>令和7年度<br/>(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>0</td> <td>287</td> <td>574</td> <td>861</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年2月に輸出事業計画の認定があったが、施設整備は令和5年度に行うことから、令和4年度実績は0となる。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照<br/>令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援、設備投資予定についてアンケート調査を実施。<br/>アンケートから1件あたりの設備投資額及び普通償却額、割増償却額を試算し、適用額を算出した。</p>  |               | 令和4年度<br>(実績) | 令和5年度<br>(見込) | 令和6年度<br>(見込) | 令和7年度<br>(見込) | 適用額 | 0 | 287  | 574  | 861 |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
|         | 令和4年度<br>(実績)   | 令和5年度<br>(見込) | 令和6年度<br>(見込) | 令和7年度<br>(見込) |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| 適用額     | 0   | 287           | 574           | 861           |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| ③: 減収額  | <p style="text-align: center;">単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度<br/>(実績)</th> <th>令和5年度<br/>(見込)</th> <th>令和6年度<br/>(見込)</th> <th>令和7年度<br/>(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>0</td> <td>48.3</td> <td>96.7</td> <td>145</td> </tr> <tr> <td>地方税</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>14.9</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>0</td> <td>5.4</td> <td>10.8</td> <td>16.3</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>3.4</td> <td>6.8</td> <td>10.2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>0</td> <td>4.6</td> <td>9.2</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>減収額計</td> <td>0</td> <td>66.7</td> <td>133.5</td> <td>200.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※②適用額の欄に記載の農林水産省によるアンケート調査ヒアリングを基に推計。</p> <p>【算定根拠】詳細は別添1参照<br/>適用額に、それぞれの税率を乗じて、減収見込みを算出した。</p> |               | 令和4年度<br>(実績) | 令和5年度<br>(見込) | 令和6年度<br>(見込) | 令和7年度<br>(見込) | 法人税 | 0 | 48.3 | 96.7 | 145 | 地方税 | 0 | 5 | 10 | 14.9 | 特別法人事業税 | 0 | 5.4 | 10.8 | 16.3 | 法人住民税 | 0 | 3.4 | 6.8 | 10.2 | 法人事業税 | 0 | 4.6 | 9.2 | 13.8 | 減収額計 | 0 | 66.7 | 133.5 | 200.2 |
|         | 令和4年度<br>(実績)   | 令和5年度<br>(見込) | 令和6年度<br>(見込) | 令和7年度<br>(見込) |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| 法人税     | 0   | 48.3          | 96.7          | 145           |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| 地方税     | 0   | 5             | 10            | 14.9          |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| 特別法人事業税 | 0   | 5.4           | 10.8          | 16.3          |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| 法人住民税   | 0   | 3.4           | 6.8           | 10.2          |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| 法人事業税   | 0   | 4.6           | 9.2           | 13.8          |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |
| 減収額計    | 0   | 66.7          | 133.5         | 200.2         |               |               |     |   |      |      |     |     |   |   |    |      |         |   |     |      |      |       |   |     |     |      |       |   |     |     |      |      |   |      |       |       |

|       |   |
|-------|---|
| ④: 効果 | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和4年の農林水産物・食品の輸出額が1兆4,140億円と順調に増加しているものの、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とする目標を達成するためには、輸出拡大の取組をさらに加速する必要があるところ、農林水産物・食品の輸出は、輸出先国・地域の規制に対応した施設整備などの投資を行ってから収益化するまで一定期間を要することから、当該税制は5年間の割増償却の特例措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しするものである。</p> <p>当該税制には、導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であることを要件としており、必然的に輸出の拡大が見込まれる。</p> <p>また、税制適用にあたって事業者が作成する輸出事業計画は、輸出促進法のもとで農林水産大臣が定める基本方針に照らして適切なものであること等が認定の要件となっており、かつ、当該輸出事業計画が確実に実施されると見込まれるものを認定することとされていることから、必然的に目標達成に資する輸出事業計画が認定され、また、当該税制を活用した事業者は達成目標(認定後の年間増加率は対前年比14%増)を達成すると見込んでいる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>2025年2兆円、2030年5兆円の輸出目標額達成のためには、輸出先国の規制やニーズに沿った産品を供給するマーケットインの輸出体制の整備が重要であり、輸出に取り組む事業者を育成するため、令和3年12月の輸出拡大実行戦略の改定で、当該税制を含めた支援措置に取り組んでいくこととした。</p> <p>当該税制について、輸出事業計画に基づき整備される設備等は、主に輸出事業の用に供されるものであり、税制の特例措置を利用することで投資後の税負担が軽減され、その分の資金を輸出拡大のための取組(商品開発や展示会への出展等)として活用できる。この活動により輸出事業が早期もしくは円滑に軌道に乗り、輸出が拡大することが期待される。</p> <p>このため、当該税制の特例措置を活用した事業者は、2兆円、5兆円の目標達成に向けた輸出を着実に拡大し、年間増加率は対前年14%増の輸出実績となることを見込んでいる。</p> <p>※令和4年10月から輸出事業計画の認定が始まったばかりであり、令和5年8月1日時点では、当該税制を使う輸出事業計画は3件である。既に認定済の計画については、令和5年度中には割増償却の結果が出ると思う。既に事業実施計画の段階だが、3件が計画認定されていることから、令和5年度は着実に件数が伸びるものと考えられる。</p> <p>【延長されなかった場合の影響】<br/>当該税制が延長されなかった場合、「2025年2兆円、2030年までに</p> |
|-------|---|

|        |                | <p>5兆円の輸出目標額を達成するために必要な施設整備に係る参入障壁を低くすることで、新たに輸出に取り組む事業者を増やし、その結果輸出目標達成に寄与する」という目標達成にマイナスとなると考えられる。</p> <p>特に、資金面がハードルになる事が多い中小企業の施設整備後のキャッシュフローを改善することを目的としており、輸出の裾野を拡大するという点に影響を及ぼすと考えられる。</p>   |               |               |               |               |               |     |   |      |       |       |     |   |        |        |        |        |   |        |        |        |
|--------|----------------|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-----|---|------|-------|-------|-----|---|--------|--------|--------|--------|---|--------|--------|--------|
|        | ⑤: 税収減を是認する理由等 | <p>輸出額の増加によって将来的な税収の増加に貢献するとともに、当該税制によって促進される設備投資の経済波及効果を試算したところ、以下の通りとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、当該税制には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>当該税制により、事業者は償却費用の前倒しによるメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p style="text-align: right;">単位: 百万円</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>令和4年度<br/>(実績)</th> <th>令和5年度<br/>(見込)</th> <th>令和6年度<br/>(見込)</th> <th>令和7年度<br/>(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>0</td> <td>66.7</td> <td>133.5</td> <td>200.2</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>0</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>0</td> <td>21,975</td> <td>21,975</td> <td>21,975</td> </tr> </tbody> </table> | 項目            | 令和4年度<br>(実績) | 令和5年度<br>(見込) | 令和6年度<br>(見込) | 令和7年度<br>(見込) | 減収額 | 0 | 66.7 | 133.5 | 200.2 | 投資額 | 0 | 14,000 | 14,000 | 14,000 | 経済波及効果 | 0 | 21,975 | 21,975 | 21,975 |
| 項目     | 令和4年度<br>(実績)  | 令和5年度<br>(見込)  | 令和6年度<br>(見込) | 令和7年度<br>(見込) |               |               |               |     |   |      |       |       |     |   |        |        |        |        |   |        |        |        |
| 減収額    | 0              | 66.7   | 133.5         | 200.2         |               |               |               |     |   |      |       |       |     |   |        |        |        |        |   |        |        |        |
| 投資額    | 0              | 14,000   | 14,000        | 14,000        |               |               |               |     |   |      |       |       |     |   |        |        |        |        |   |        |        |        |
| 経済波及効果 | 0              | 21,975   | 21,975        | 21,975        |               |               |               |     |   |      |       |       |     |   |        |        |        |        |   |        |        |        |
| 11     | 相当性            | <p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>改正輸出促進法に基づき認定を受けた輸出事業計画(施設整備計画)に従い設備投資を行う事業者に対し、税制上の特例措置を講じることは、これら事業者の設備投資後の税負担を軽減し、輸出拡大のための活動を支援することで、輸出に向けた設備投資に踏み切ることに繋がり、ひいては輸出拡大に資することから、目標の実現を図るための施策として有効である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業は、輸出先国等の政府機関が定める、HACCP 等の要件に適合する施設の認定、ISO22000 等の認証取得に必要な施設・設備等の整備を対象としている。(令和6年度概算要求においても同様)</p> <p>一方で、輸出に必要な施設・設備には、上記のような規制・条件への対応を必要としないもの(例えば倉庫や冷蔵庫等)があり、それらは上記補助事業の対象外となるため、当該税制で支援する。</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>地方公共団体と連携して輸出産地・事業者を支援していくことで、その地域の生産基盤の維持強化・食料の安定供給のみならず、農林漁業者に拡大する販路を提供することで所得の安定や増大が図られるとともに、地域の食材を活用する食品製造業の発展や地域経済の活性化に寄与することが期待される。</p>   |               |               |               |               |               |     |   |      |       |       |     |   |        |        |        |        |   |        |        |        |
| 12     | 有識者の見解         | -  |               |               |               |               |               |     |   |      |       |       |     |   |        |        |        |        |   |        |        |        |

|    |                    |                 |
|----|--------------------|-----------------|
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 令和3年 12月～令和4年2月 |
|----|--------------------|-----------------|

租税特別措置等に係る政策の事前評価書 積算根拠

| 事項                       | 令和4年度 | 令和5年度  | 令和6年度  | 令和7年度  | 備考  |
|--------------------------|-------|--------|--------|--------|---|
| 輸出事業計画の認定見込件数(累計) A      | 280   | 560    | 840    | 1,120  |   |
| 令和4年度認定分                 | 280   |        |        |        | 各年度に新たに認定する輸出事業計画の数は、令和4年度の見込み・実績値等から、280件と見込む。   |
| 令和5年度認定分                 |       | 280    |        |        |   |
| 令和6年度認定分                 |       |        | 280    |        |   |
| 令和7年度認定分                 |       |        |        | 280    |   |
| Aのうち設備投資を行う件数(累計) B      | 252   | 504    | 756    | 1,008  |   |
| 令和4年度認定分                 | 252   |        |        |        | A(単年)×90%<br>輸出事業計画の認定が支援制度の採択要件になることから、認定輸出事業者が設備投資を実施する場合は高いと予想される。そのため、Aの90%が設備投資を行うと仮定した。   |
| 令和5年度認定分                 |       | 252    |        |        |   |
| 令和6年度認定分                 |       |        | 252    |        |   |
| 令和7年度認定分                 |       |        |        | 252    |   |
| Bのうち税制措置を利用する件数(累計) C    | 0     | 76     | 152    | 228    |   |
| 令和4年度認定分                 | 0     |        |        |        | B(単年)×30%<br>認定事業者への支援制度として、食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業(HACCPハード事業)等の輸出拡大を目的とした措置があり、税制との併用はできない一方、HACCPハード事業等の対象とならない施設整備については税制措置の積極的利用が見込まれることを想定し、Bのうち30%が税制措置を活用すると仮定した。   |
| 令和5年度認定分                 |       | 76     |        |        |   |
| 令和6年度認定分                 |       |        | 76     |        |   |
| 令和7年度認定分                 |       |        |        | 76     |   |
| 適用件数(累計) D               | 0     | 61     | 122    | 183    |   |
| 令和4年度認定分                 | 0     |        |        |        | C(単年)×80%(輸出割合を達成する件数)<br>輸出事業計画の認定事業者については、農林水産省等において輸出目標の達成に向けて継続してフォローアップしていくことから、Cのうち80%が税制措置の利用要件となっている輸出割合を達成すると仮定した。   |
| 令和5年度認定分                 |       | 61     |        |        |   |
| 令和6年度認定分                 |       |        | 61     |        |   |
| 令和7年度認定分                 |       |        |        | 61     |   |
| 対象設備1件当たりの設備投資額(百万円) E-1 |       |        |        |        |   |
| 建物・構築物・建物附属設備            | 0     | 156    | 156    | 156    | 令和3年6月、輸出産地リストに登録された農林漁業者、食品産業事業者等へ輸出拡大に向けた課題や課題解決に必要な支援についてアンケートを実施した。<br>設備投資の予定がある事業者から、設備の内容・投資予定金額を聞き取り、1件当たりの設備投資額を試算した。  |
| 機械装置                     | 0     | 125    | 125    | 125    |   |
| 施設・設備投資額(百万円) E-2        | 0     | 14,000 | 14,000 | 14,000 |   |
| 建物・構築物・建物附属設備            |       |        |        |        |   |
| 令和4年認定分                  | 0     |        |        |        | 施設整備を行う者のうち、建物等を整備する割合71%   |
| 令和5年認定分                  |       | 6,756  |        |        |   |
| 令和6年認定分                  |       |        | 6,756  |        |   |
| 令和7年認定分                  |       |        |        | 6,756  |   |
| 機械装置                     |       |        |        |        | 施設整備を行う者のうち、機械装置等を整備する割合95%   |
| 令和4年認定分                  | 0     |        |        |        |   |
| 令和5年認定分                  |       | 7,244  |        |        |   |
| 令和6年認定分                  |       |        | 7,244  |        |   |
| 令和7年認定分                  |       |        |        | 7,244  |   |
| 対象設備1件当たりの普通償却額(百万円) E-3 |       |        |        |        |   |
| 建物・構築物・建物附属設備            | 0     | 4      | 4      | 4      | 対象設備として減価償却資産の耐用年数等に関する省令における建物の鉄骨鉄筋コンクリート造り又は鉄筋コンクリート造りのものの食品工場等を想定し、耐用年数24年又は38年として試算。  |
| 機械装置                     | 0     | 13     | 13     | 13     |   |
| 適用額・割増償却額(百万円) F         | 0     | 287    | 574    | 861    | 減価償却資産の耐用年数等に関する省令における機械及び装置の食料品製造業用設備を想定し、耐用年数10年として試算。<br>適用件数×整備割合(建物・建物附属設備・構築物は71%、機械装置は95%)×普通償却額×割増償却率(建物・建物附属設備・構築物は35%、機械装置は30%)。  |
| 建物・構築物・建物附属設備            | 0     |        |        |        |   |
| 機械装置                     | 0     |        |        |        |   |
| 減収額(百万円) G               | 0     | 66.7   | 133.5  | 200.2  | <前提条件><br>以下の条件により減収額を算出した。<br>・輸出事業者は、輸出事業特有のリスクに対応可能なレベルまで生産性や資本力を高めている中堅企業(資本金1億円超)以上を想定。<br>・地方税に係る税率は、地方公共団体が標準税率に定める率を乗じて課税することができるものの、算出にあたっては標準税率を採用。<br>・1法人は、1つの市町村に3事業所(本社1箇所、工場2箇所)を想定。<br>F×法人税率(23.2%)×黒字率(72.6%) |
| 法人税 G-1                  | 0     | 48.3   | 96.7   | 145    | ※会社標準調査(国税庁 令和元年度)資本金1億円超の利益計上法人の割合(資本金1億円以下の企業であっても積極的に認定を受け、設備投資を行う企業であれば1億円超の企業と同程度の利益計上と想定)。<br>F×法人税率(23.2%)×黒字率(72.6%)  |
| 地方法人税 G-2                | 0     | 5      | 10     | 14.9   | 法人税減収額(G-1)×10.3%   |
| 特別法人事業税 G-3              | 0     | 5.4    | 10.8   | 16.3   | F×2.6%×黒字率(72.6%)   |
| 法人住民税 G-4                | 0     | 3.4    | 6.8    | 10.2   | 法人税減収額(G-1)×7%(道府県民税1%、市町村民税6%)   |
| 法人事業税 G-5                | 0     | 4.6    | 9.2    | 13.8   | F×2.2%(所得割1%、付加価値割1.2%)×黒字率(72.6%)  |
| 減税に伴う機会損失                | 0     | 0.033  | 0.067  | 0.1    | G×国債の最低金利保証率(0.05%)を乗じて試算。  |

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

|       | ①投入部門<br>(金額)        | ②投入部門<br>(金額)      |
|-------|----------------------|--------------------|
| 令和4年度 | 生活関連産業用機械<br>(0)     | 建築・建設補修<br>(0)     |
| 令和5年度 | 生活関連産業用機械<br>(7,244) | 建築・建設補修<br>(6,756) |
| 令和6年度 | 生活関連産業用機械<br>(7,244) | 建築・建設補修<br>(6,756) |
| 令和7年度 | 生活関連産業用機械<br>(7,244) | 建築・建設補修<br>(6,756) |

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

|     |  |
|-----|--|
| 制度名 | 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却  |
| 税目  | 法人税、法人住民税、法人事業税  |
| 区分  | <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長 |

(1) 達成目標

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(2) 過去の適用数

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(3) 将来の適用数

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(4) 過去の減収額

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(5) 将来の減収額

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |

|        |     |
|--------|-----|
| 【点検結果】 | なし。 |
|--------|-----|

(6) 過去の効果

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

(7) 将来の効果

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | ① 達成目標（令和5年度における有機農業の取組面積34千ha等）に対する将来の効果（令和5年度から7年度まで）について、「現在、2021年（令和3年）実績値が確定した状況にあるため、本税制の措置後である2022年（令和4年）以降の実績については未確定」と説明されるとともに、直接的な効果について、「令和4年度においては、本税制を活用しながら化学肥料の代替となる資材の生産体制を強化するという事業者の計画を認定しており、これにより、農業者の化学肥料の使用低減や有機農業の取組面積拡大に寄与した」と説明されているが、将来の効果から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていない。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | ① アンケートの実施も含めて、今後直接的な効果の検証方法を検討してまいりたい。なお、達成目標に対する本税制の寄与については、評価書中「9必要性等」の「③達成目標及びその実現による寄与」（別添1の「3. 効果」）に記載したとおり。   |
| 【点検結果】                  | ① 「アンケートの実施も含めて、今後直接的な効果の検証方法を検討してまいりたい」との説明では、具体的な効果を検証する方法が明らかにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。  |

(8) 他の政策手段

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】 | なし。 |
| 【農林水産省の補足説明】            | —   |
| 【点検結果】                  | なし。 |

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却  |
| 2 | 対象税目            | ①: 政策評価の対象税目<br>(法人税:義)(国税4)<br>(法人住民税、法人事業税:義(自動連動))(地方税)   |
|   |                 | ②: 上記以外の税目<br>(所得税:外)(国税4)<br>(住民税:外(自動連動))(地方税)   |
| 3 | 要望区分等の別         | 【新設・拡充・延長】 【単独】・主管・共管】   |
| 4 | 内容              | 《現行制度の概要》<br><br>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(以下「みどりの食料システム法」という。)に基づき、次の措置を講ずる。(所得税・法人税)<br><br>① 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けた農林漁業者が、一定の環境負荷低減事業活動用資産※1の取得等をして、環境負荷低減事業活動等の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。<br><br>※1 環境負荷低減事業活動用資産<br>・ 化学肥料・化学農薬の使用の減少に資する設備等<br>・ 環境負荷低減事業活動(化学肥料及び化学農薬の施用及び使用を減少させる生産方式による事業活動に限る。)の安定に不可欠な設備等<br><br>② 基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が、一定の基盤確立事業用資産※2の取得等をして、基盤確立事業の用に供した場合には、その取得価格の32%(建物等については16%)の特別償却ができる。<br><br>※2 基盤確立事業用資産<br>・ 化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の製造設備等 |
|   |                 | 《要望の内容》<br>適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。   |
|   |                 | 《関係条項》<br>・租税特別措置法<br>＜所得税＞第11条の4<br>＜法人税＞第44条の4<br>・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律<br>＜環境負荷低減事業活動実施計画等の認定＞<br>第19条第1項、第21条第1項<br>＜基盤確立事業実施計画の認定＞第39条第1項   |
|   |                 |  |
| 5 | 担当部局            | 農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課  |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間  | 評価実施時期:令和5年5月～8月   |
|   |                 | 分析対象期間:令和4年度～令和7年度   |
| 7 | 創設年度及び改正経緯      | 令和4年度:創設   |

|   |          |  |
|---|----------|--|
| 8 | 適用又は延長期間 | 令和6年4月1日～令和8年3月31日まで(2年間)  |
| 9 | 必要性等     | ①: 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>農林漁業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することにより、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、もって農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与する。<br><br>《政策目的の根拠》<br>○ 経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)<br>第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応<br>1 国際環境変化への対応<br>(4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進<br>食料安全保障の強化に向け、安定的な輸入と備蓄とを適切に組み合わせつつ、輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力の拡大等の構造転換を推進するとともに、平時から食料安全保障の状況を評価し不測時に政府一体で食料の確保等を行う仕組み、関係省庁・自治体が連携した買い物弱者、フードバンク・子ども食堂等国民への食料の提供を進めやすくする仕組み、食料について適正な価格転嫁を促進する仕組み等の検討を進める。<br>農林水産物・食品の輸出では、稼ぎを重視しつつ、2025年の輸出額2兆円目標の前倒しを目指すほか、みどりの食料システムの確立に向け、有機農業等の先進的な取組の後押し、食品事業者の育成及び生産者との連携の促進、消費者理解の醸成に資する「取組の見える化」等を進める。<br>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和5年6月16日閣議決定)<br>IV. GX・DX等への投資<br>3. 食料安全保障(2) 農林水産業のグリーン化<br>温室効果ガスによる気候変動の影響や、生物多様性の喪失等が進む中、持続的な食料生産を確保するためには、環境負荷低減に向けた対応を行うことが必要である。<br>このため、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、有機農業の推進、有機農産物の需要拡大に向けた食品事業者と生産者の連携、生産者の環境負荷低減の見える化、農業分野でのJ-クレジットの活用、食品企業の食品ロス削減に向けた役割の強化等に取り組み、環境と調和のとれた食料システムを確立する。 |
|   |          | ②: 政策体系における政策目的の位置付け<br>《大目標》<br>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。<br><br>《中目標》  |

|                  |                    | 2 農業の持続的な発展  |                |                |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
|------------------|--------------------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|----|----|----|----|------------------|---|---|---|---|----------------|-----|-----|-----|-----|
|                  |                    | 《政策分野》<br>⑫環境政策の推進   |                |                |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
|                  | ③: 達成目標及びその実現による寄与 | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/>租税特別措置により、農業者による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用の低減のための事業活動及び事業者によるその基盤を確立するための措置を促進することで、有機農業の取組面積を下表のとおり拡大する。なお、最下段が本税制の寄与である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標<br/>(千 ha)</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>増加面積<br/>(千 ha/年)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>うち寄与<br/>(千 ha)</td> <td>0.8</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 目標等については、前回の事前評価以降に明らかとなった令和2年度における有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。<br/>※ 詳細は別添参照。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>本特例措置は、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な機械・資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用する。<br/>本税制措置により、事業者に対して農業者だけでは解決しがたい必要な資材及び機械の製造販売に係る体制整備を促進するとともに、農業者に対して当該機械等の導入を後押しすることで、農業の環境負荷低減と生産性の維持・向上の両立が図られ、環境負荷低減の取組の推進に寄与。</p> |                | 令和4年度          | 令和5年度          | 令和6年度          | 令和7年度          | 目標<br>(千 ha) | 30 | 34 | 39 | 45 | 増加面積<br>(千 ha/年) | 3 | 4 | 5 | 6 | うち寄与<br>(千 ha) | 0.8 | 1.1 | 1.3 | 1.6 |
|                  | 令和4年度              | 令和5年度  | 令和6年度          | 令和7年度          |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
| 目標<br>(千 ha)     | 30                 | 34   | 39             | 45             |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
| 増加面積<br>(千 ha/年) | 3                  | 4  | 5              | 6              |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
| うち寄与<br>(千 ha)   | 0.8                | 1.1  | 1.3            | 1.6            |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
| 10 有効性等          | ①: 適用数             | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度<br/>(実績)</th> <th>令和5年度<br/>(見込み)</th> <th>令和6年度<br/>(見込み)</th> <th>令和7年度<br/>(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税については同一件数。<br/>※ 令和4年度適用数については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者のうち本税制を活用する計画となっていた件数。なお、令和4年度の本税制の適用について、環境負荷低減事業活動実施計画等に係る適用は、認定に必要な都道府県の基本計画の作成が令和4年度末に全国的に完了したことから実績がなく、基盤確立事業実施計画に係るもののみとなったことから僅少となった。<br/>※ 令和5年度以降の見込みについては、聞き取りを基に、認定者数が一定数増えると仮定した上で、そのうち本税制(法人税)を活用す</p>  |                | 令和4年度<br>(実績)  | 令和5年度<br>(見込み) | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) | 適用数          | 3  | 12 | 18 | 24 |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
|                  | 令和4年度<br>(実績)      | 令和5年度<br>(見込み)   | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |
| 適用数              | 3                  | 12   | 18             | 24             |                |                |                |              |    |    |    |    |                  |   |   |   |   |                |     |     |     |     |

|              |               | る者を推計。詳細は別添参照。  |                |                |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
|--------------|---------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|------|------|------|------|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|------|------|------|------|
|              | ②: 適用額        | <p>単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度<br/>(実績)</th> <th>令和5年度<br/>(見込み)</th> <th>令和6年度<br/>(見込み)</th> <th>令和7年度<br/>(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>46</td> <td>84</td> <td>90</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 法人税、法人住民税、法人事業税において同一額。<br/>※ 令和4年度適用額については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者に係る適用額。<br/>※ 令和5年度以降の見込みについては、推計した適用数及び令和4年度実績を基に試算。詳細は別添参照。</p>   |                | 令和4年度<br>(実績)  | 令和5年度<br>(見込み) | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) | 適用額          | 46   | 84   | 90   | 96   |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
|              | 令和4年度<br>(実績) | 令和5年度<br>(見込み)  | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
| 適用額          | 46            | 84  | 90             | 96             |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
|              | ③: 減収額        | <p>単位: 百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度<br/>(実績)</th> <th>令和5年度<br/>(見込み)</th> <th>令和6年度<br/>(見込み)</th> <th>令和7年度<br/>(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>10.8</td> <td>19.6</td> <td>20.9</td> <td>22.2</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.8</td> <td>1.4</td> <td>1.5</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>4.4</td> <td>8.1</td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> </tr> <tr> <td>減収額合計</td> <td>16.0</td> <td>29.1</td> <td>31.0</td> <td>33.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和4年度減収額については、みどりの食料システム法が令和4年7月に施行された後、令和4年度末までの間に認定を受けた者に係る減収額。<br/>※ 令和5年度以降の見込みについては、推計した適用額及び令和4年度実績を基に試算。詳細は別添参照。</p> |                | 令和4年度<br>(実績)  | 令和5年度<br>(見込み) | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) | 法人税          | 10.8 | 19.6 | 20.9 | 22.2 | 法人住民税 | 0.8 | 1.4 | 1.5 | 1.6 | 法人事業税 | 4.4 | 8.1 | 8.6 | 9.2 | 減収額合計 | 16.0 | 29.1 | 31.0 | 33.0 |
|              | 令和4年度<br>(実績) | 令和5年度<br>(見込み)  | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
| 法人税          | 10.8          | 19.6  | 20.9           | 22.2           |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
| 法人住民税        | 0.8           | 1.4   | 1.5            | 1.6            |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
| 法人事業税        | 4.4           | 8.1   | 8.6            | 9.2            |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
| 減収額合計        | 16.0          | 29.1  | 31.0           | 33.0           |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
|              | ④: 効果         | <p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標<br/>(千 ha)</td> <td>30</td> <td>34</td> <td>39</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>達成状況</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在、2021年(令和3年)実績値が確定した状況にあるため、本税制の措置後である2022年(令和4年)以降の実績については未確定。<br/>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》<br/>令和4年度においては、本税制を活用しながら化学肥料の代替となる資材の生産体制を強化するという事業者の計画を認定しており、これにより、農業者の化学肥料の使用低減や有機農業の取組面積拡大に寄与した。</p>  |                | 令和4年度          | 令和5年度          | 令和6年度          | 令和7年度          | 目標<br>(千 ha) | 30   | 34   | 39   | 45   | 達成状況  | -   | -   | -   | -   |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
|              | 令和4年度         | 令和5年度   | 令和6年度          | 令和7年度          |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
| 目標<br>(千 ha) | 30            | 34  | 39             | 45             |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |
| 達成状況         | -             | -   | -              | -              |                |                |                |              |      |      |      |      |       |     |     |     |     |       |     |     |     |     |       |      |      |      |      |

|         |                       | <p>【延長されなかった場合の影響】</p> <p>本特例措置が延長されない場合、環境負荷低減に向けた取組が農業者にとって従来の生産方式を変える新たな取組である中で、農業者の投資余力が小さいことも重なり、環境負荷低減に資する農業機械等の導入が減退し、農業に由来する環境負荷低減の取組の推進に支障をきたす。</p>  |                |                |                |                |                |     |      |      |      |      |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |
|---------|-----------------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----|------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|
|         | ⑤: 税収減を是認する理由等        | <p>本特例措置の減収見込額に対する経済波及効果を試算したところ、以下のとおりとなり、経済波及効果が減収額を上回るため、本特例措置には税収減を是認できる効果があると考えられる。</p> <p>&lt;経済波及効果の試算&gt;</p> <p>経済波及効果については、下表の投資額を基に、産業連関表を使用して経済波及効果を算出した。</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和4年度<br/>(実績)</th> <th>令和5年度<br/>(見込み)</th> <th>令和6年度<br/>(見込み)</th> <th>令和7年度<br/>(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減収額</td> <td>16.0</td> <td>29.1</td> <td>31.0</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>投資額</td> <td>174</td> <td>311</td> <td>329</td> <td>347</td> </tr> <tr> <td>経済波及効果</td> <td>295</td> <td>521</td> <td>546</td> <td>571</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経済波及効果の算出には、「平成27年農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」の逆行列係数(98部門)を使用。<br/>                 ※ 経済波及効果の算定に使用した部門の分類は別添2参照。</p> |                | 令和4年度<br>(実績)  | 令和5年度<br>(見込み) | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) | 減収額 | 16.0 | 29.1 | 31.0 | 33.0 | 投資額 | 174 | 311 | 329 | 347 | 経済波及効果 | 295 | 521 | 546 | 571 |
|         | 令和4年度<br>(実績)         | 令和5年度<br>(見込み)  | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) |                |                |                |     |      |      |      |      |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |
| 減収額     | 16.0                  | 29.1  | 31.0           | 33.0           |                |                |                |     |      |      |      |      |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |
| 投資額     | 174                   | 311   | 329            | 347            |                |                |                |     |      |      |      |      |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |
| 経済波及効果  | 295                   | 521   | 546            | 571            |                |                |                |     |      |      |      |      |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |
| 11: 相当性 | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等   | <p>本税制については、みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用の低減に関する取組に係る計画認定を受けた農業者及びその取組に必要な機械・資材の生産等を行うことに係る計画認定を受けた事業者が、必要となる設備投資を行った場合に適用することとしている。</p> <p>農業者及び事業者による機械等に対する投資を促進し、農業の生産性の維持・向上と環境負荷低減の両立を図るためには、対象とする農業者や農業機械等が限定される補助事業では不十分であり、投資を計画的に行う意欲と能力のある農業者及び事業者を幅広く支援できる税制措置と一体的に講じることで政策効果の拡大につながるため、政策手段として妥当。</p>   |                |                |                |                |                |     |      |      |      |      |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |
|         | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>みどりの食料システム法に基づき認定を受けた基盤確立事業者に対して、良質な堆肥等の生産・肥料配合や広域流通に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等の取組を支援しているが、農業者が環境負荷低減事業活動用資産を導入する場合には、支援対象外。(令和6年度概算要求においても同様)</p> <p>当該予算上の措置については、農業者の環境負荷低減の取組に必要な機械・資材を広域的に流通させる基盤確立事業者のうち、モデル的な者に対して取組を補助するものである。</p> <p>一方、本税制については、幅広く投資を促進するために、投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある基盤確立事業者を広く支援するものである。</p>  |                |                |                |                |                |     |      |      |      |      |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |

|    |                    |   |
|----|--------------------|---|
|    | ③: 地方公共団体が協力する相当性  | <p>農業は地域経済において基礎的かつ中心的な役割を担っており、農業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農業者やこれに関連する事業者を支援することは、農林水産業や食品産業の持続的発展に繋がるものであり、地域経済の活性化に貢献する。</p> |
| 12 | 有識者の見解             | —   |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 令和4年2月  |

別添 1

○ 減税見込額積算資料

1. 減税見込額積算

(令和4年度実績)

注 適用数、適用額及び減収額は、みどりの食料システム法が施行後、国の基本方針が策定され認定制度が開始(令和4年9月)してから令和5年3月31日までの間に、本税制の適用を受けるとした計画に基づく。なお、令和4年度の本税制の適用について、環境負荷低減事業活動実施計画等に係る適用は、認定に先立ち必要な都道府県の基本計画の作成が令和4年度末に全国的に完了したことから実績がなく、基盤確立事業実施計画において活用が見込まれるもののみである。

・法人税

①適用数：3件

②取得価額：174百万円

③適用額：46百万円

116百万円(取得価額)×32%(機械等の特別償却率)

+58百万円(取得価額)×16%(建物等の特別償却率)

④減収額：10.8百万円

116百万円(取得価額)×32%(機械等の特別償却率)×23.2%(法人税率)

+58百万円(取得価額)×16%(建物等の特別償却率)×23.2%(法人税率)

・法人住民税

①適用数：3件

②取得価額：174百万円

③適用額：46百万円

④減収額：0.8百万円(法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%

(都道府県民税1%、市町村民税6%)の税率を乗じて試算。)

10.8百万円(法人税額の減収額)×7%

・法人事業税

①適用数：3件

②取得価額：174百万円

③適用額：46百万円

④減収額：4.4百万円(a+b)

a 法人事業税(地方税)：3.2百万円

116百万円(取得価額)×32%(機械等の特別償却率)×7%(法人事業税率)

+58百万円(取得価額)×16%(建物等の特別償却率)×7%(法人事業税率)

b 特別法人事業税(国税)：1.2百万円

3.2百万円×37%(特別法人事業税率)

(令和5年度推計)

・法人税

①適用数：12件(a+b)

a 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：7件

$7,000^{*1} \times 1,046^{*2} / 1,092,250^{*3}$

\*1 令和5年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けると見込まれる農業者数(聞き取りによる。)

\*2 「中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却」を活用した農林水産業者数(租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和5年2月3日))。なお、本税制は農業者が機械等を取得した場合の特別償却(32%)を可能にする税制である一方で、中小企業投資促進税制は中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)を可能にする税制である。このため、本税制の活用見込みの算定に当たっては、優遇の程度が類似する中小企業投資促進税制の特別償却に係る実績を用いた。

\*3 農林業経営体数(令和2年度農林業センサス)

b 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：5件

$3^{*4} \times 12 / 7^{*5}$

\*4 令和4年度実績

\*5 令和4年度中の制度運用期間(令和4年9月~令和5年3月)を1年に換算

②取得価額：311百万円

$3百万円^{*6} \times 7件 + 174百万円^{*7} \times 5 / 3^{*8}$

\*6 導入が想定される農業機械の金額 \*7 令和4年度適用額

\*8 令和5年度推計対象者数/令和4年度実績対象者数

③適用額：84百万円

$3百万円^{*6} \times 7件 \times 32%$ (機械等の特別償却率)

+  $116百万円^{*9} \times 5 / 3^{*8}$ (取得価額)×32%(機械等の特別償却率)

+  $58百万円^{*9} \times 5 / 3^{*8}$ (取得価額)×16%(建物等の特別償却率)

\*9 令和4年度において導入された基盤確立事業用資産

④減収額：19.6百万円(c+d)

c 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：1.6 百万円  
 $3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 7 \text{ 件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (法人税率)}$

d 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18 百万円

$10.8 \text{ 百万円}^{\ast 10} \times 5/3^{\ast 8}$

$\ast 10$  令和4年度減収額

・法人住民税

①適用数：12 件

②取得価額：311 百万円

③適用額：84 百万円

④減収額：1.4 百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%（都道府県民税1%、市町村民税6%）の税率を乗じて試算。）  
 $19.6 \text{ 百万円} \times 7\%$

・法人事業税

①適用数：12 件

②取得価額：311 百万円

③適用額：84 百万円

④減収額：8.1 百万円（e+f）

e 法人事業税（地方税）：5.9 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 7 \text{ 件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)}$   
 $+ 18 \text{ 百万円}^{\ast 11} / 23.2\% \text{ (法人税率)} \times 7\% \text{ (法人事業税率)}$

$\ast 11$  令和5年度基盤確立事業の認定を受ける者に係る減収額

f 特別法人事業税（国税）：2.2 百万円

$5.9 \text{ 百万円} \times 37\% \text{ (特別法人事業税率)}$

（令和6年度推計）

・法人税

①適用数：18 件（g+h）

g 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：13 件

$(7,000^{\ast 1} + 6,430^{\ast 12}) \times 1,046^{\ast 2} / 1,092,250^{\ast 3}$

$\ast 12$  令和5年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている農業者数（7,000人 $\ast 1$ 。聞き取りによる。）と令和4年度において環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農業者数（570人。聞き取りによる。）の差

h 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：5 件 $\ast 13$

$3^{\ast 4} \times 12/7^{\ast 5}$

$\ast 13$  基盤確立事業については、認定申請の受付開始以降、毎月ほぼ一定のペースで相談をいただいていることから、令和5年度以降の認定件数についても一定のペースで進むものと想定。

②取得価額：329 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 13 \text{ 件} + 174 \text{ 百万円}^{\ast 7} \times 5/3^{\ast 8}$

③適用額：90 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 13 \text{ 件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)}$   
 $+ 116 \text{ 百万円}^{\ast 9} \times 5/3^{\ast 8} \text{ (取得価額)} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)}$   
 $+ 58 \text{ 百万円}^{\ast 9} \times 5/3^{\ast 8} \text{ (取得価額)} \times 16\% \text{ (建物等の特別償却率)}$

④減収額：20.9 百万円（i+j）

i 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：2.9 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 13 \text{ 件} \times 32\% \text{ (機械等の特別償却率)} \times 23.2\% \text{ (法人税率)}$

j 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18 百万円

$10.8 \text{ 百万円}^{\ast 10} \times 5/3^{\ast 8}$

・法人住民税

①適用数：18 件

②取得価額：329 百万円

③適用額：90 百万円

④減収額：1.5 百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%（都道府県民税1%、市町村民税6%）の税率を乗じて試算。）  
 $20.9 \text{ 百万円} \times 7\%$

・法人事業税

①適用数：18 件

②取得価額：329 百万円

③適用額：90 百万円

④減収額：8.6 百万円（k+l）

k 法人事業税（地方税）：6.3 百万円

$3 \text{ 百万円}^{\ast 6} \times 13 \text{ 件} \times 32\% \times 7\% + 18 \text{ 百万円}^{\ast 14} / 23.2\% \times 7\%$

$\ast 14$  令和6年度基盤確立事業の認定を受ける者に係る減収額

l 特別法人事業税（国税）：2.3 百万円

6.3 百万円×37%（特別法人事業税率）

（令和7年度推計）

・法人税

①適用数：24 件（m+n）

m 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：19 件

$$(7,000^{*1} + 6,430^{*12} \times 2^{*15}) \times 1,046^{*2} / 1,092,250^{*3}$$

※15 廃止前の持続農業法における認定者数が毎年一定数ずつ伸びていたことを踏まえ、本制度についても周知が進み、毎年一定数ずつ認定が増えるものとして暫定的に試算。

n 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者のうち本税制の活用が見込まれる法人数：5 件<sup>\*13</sup>

$$3^{*4} \times 12 / 7^{*5}$$

②取得価額：347 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} + 174 \text{ 百万円}^{*7} \times 5 / 3^{*8}$$

③適用額：96 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \text{（機械等の特別償却率）} \\ + 116 \text{ 百万円}^{*9} \times 5 / 3^{*8} \text{（取得価額）} \times 32\% \text{（機械等の特別償却率）} \\ + 58 \text{ 百万円}^{*9} \times 5 / 3^{*8} \text{（取得価額）} \times 16\% \text{（建物等の特別償却率）}$$

④減収額：22.2 百万円（o+p）

o 環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける者に係る減収額：4.2 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \times 23.2\%$$

p 基盤確立事業実施計画の認定を受ける者に係る減収額：18 百万円

$$10.8 \text{ 百万円}^{*10} \times 5 / 3^{*8}$$

・法人住民税

①適用数：24 件

②取得価額：347 百万円

③適用額：96 百万円

④減収額：1.6 百万円（法人住民税の減収額については、法人税の減収額に7%（都道府県民税1%、市町村民税6%）の税率を乗じて試算。）

$$22.2 \text{ 百万円} \times 7\%$$

・法人事業税

①適用数：24 件

②取得価額：347 百万円

③適用額：96 百万円

④減収額：9.2 百万円（q+r）

q 法人事業税（地方税）：6.7 百万円

$$3 \text{ 百万円}^{*6} \times 19 \text{ 件} \times 32\% \times 7\% + 18 \text{ 百万円}^{*15} / 23.2\% \times 7\%$$

r 特別法人事業税（国税）：2.5 百万円

$$6.7 \text{ 百万円} \times 37\% \text{（特別法人事業税率）}$$

2. 適用実績及び適用見込み

|                 | 令和4年度<br>(実績) | 令和5年度<br>(見込み) | 令和6年度<br>(見込み) | 令和7年度<br>(見込み) |
|-----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|
| 適用件数(件)         | 3             | 12             | 18             | 24             |
| 減収見込み額<br>(百万円) | 16.0          | 29.1           | 31.0           | 33.0           |

## 3. 効果

本税制措置により達成される有機農業の取組拡大面積を以下のとおり設定。

令和4年度：(30千ha－27千ha) (※1) ×26.7% (※2) =0.8千ha

令和5年度：(34千ha－30千ha) (※1) ×26.7% (※2) =1.1千ha

令和6年度：(39千ha－34千ha) (※1) ×26.7% (※2) =1.3千ha

令和7年度：(45千ha－39千ha) (※1) ×26.7% (※2) =1.6千ha

※1 有機農業の取組面積については、前回の事前評価以降に明らかとなった令和2年度における有機農業の取組面積の実績等を新たに加味して再算定を行ったため、前回の事前評価時の数値とは異なる。具体的には、2017年(平成29年)から2020年(令和2年)実績値から毎年の伸び率及び2018年(平成30年)から2020年(令和2年)までの伸び率に係る変化率を算定した上で、これらに基づき毎年の伸び率及び目標値を算定した。なお、実績値については、「国内における有機JASほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)及び「有機農業の取組面積に係る実態調査」(農林水産省生産局農業環境対策課調べ)から有機JAS認証を取得している農地と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地の面積を合算し算出。

|              | 2017<br>(H29)<br>年 | 2018<br>(H30)<br>年 | 2019<br>(R元)<br>年 | 2020<br>(R2)<br>年 | 2021<br>(R3)<br>年 | 2022<br>(R4)<br>年 | 2023<br>(R5)<br>年 | 2024<br>(R6)<br>年 | 2025<br>(R7)<br>年 |
|--------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 目標値<br>(千ha) |                    | -                  | -                 | -                 | 27                | 30                | 34                | 39                | 45                |
| 実績値<br>(千ha) | 23.5               | 23.7               | 23.8              | 25.2              | -                 | -                 | -                 | -                 | -                 |
| 伸び率          | -                  | 1.009              | 1.004             | 1.059             | 1.08              | 1.10              | 1.12              | 1.14              | 1.17              |
| 変化率          | -                  | -                  | 0.996             | 1.054             | 1.02              | 1.02              | 1.02              | 1.02              | 1.02              |

※2 「令和3年度 食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査有機農業等の取組に関する意識・意向調査結果」から、有機農業に関する国や自治体から、機械導入や施設整備への支援を希望する者が26.7%であることから、これを本税制の寄与度として算出した。

## 産業連関表を使った経済波及効果の算定根拠

単位:百万円

|       | ①投入部門<br>(金額) | ②投入部門<br>(金額)   | ③投入部門<br>(金額)   |
|-------|---------------|-----------------|-----------------|
| 令和4年度 | 農業用機械<br>(0)  | その他の機械<br>(116) | 建築・建設補修<br>(58) |
| 令和5年度 | 農業用機械<br>(21) | その他の機械<br>(193) | 建築・建設補修<br>(97) |
| 令和6年度 | 農業用機械<br>(39) | その他の機械<br>(193) | 建築・建設補修<br>(97) |
| 令和7年度 | 農業用機械<br>(57) | その他の機械<br>(193) | 建築・建設補修<br>(97) |

点検結果表

(行政機関名：農林水産省)

|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 制度名 | 経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置 |
| 税目  | 法人税、法人住民税、法人事業税       |
| 区分  | ■新設      □拡充      □延長 |

(1) 達成目標

|   |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関の税負担を平準化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）は、政策目的（過大支払利子税制について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>   |
| <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 修正いたします。</p>   |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、修正された達成目標（現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることで金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する）について、達成すべき水準が定量的に示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、修正された達成目標（現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることで金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において示されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、修正された達成目標（現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることで金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する）は、他の要因の影響を受けやすく、本特例措置の有効性等を十分に明らかにすることができないため、この点を課題とする。</p> |

(3) 将来の適用数

|   |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>                    |
| <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 現時点において具体的な要望内容を検討中であるため当該箇所について記載は困難と考えております。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>          |

(5) 将来の減収額

|   |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>                    |
| <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 現時点において具体的な要望内容を検討中であるため当該箇所について記載は困難と考えております。</p> |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>          |

題とする。

(7) 将来の効果

|   |
|---|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（金融機関の税負担を平準化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保し、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）は、政策目的（過大支払利子税制について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p> |
| <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 修正いたします。</p>   |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本措置により、対象となる金融機関の資本金の減少を防ぐことができ、財務面での安定的な業務基盤が確保されることで貸出余力の確保につながる」との説明では、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>  |

(8) 他の政策手段

|  |
|--|
| <p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由（本措置は国際的に求められているBEP S対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担の平準化に関するものであることから、租税特別措置によることが妥当である）は、政策目的（過大支払利子税制について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を平準化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る）を表しているものであり、政策目的を実現する手段として、当該租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である理由が説明されていない。</p> |
| <p>【農林水産省の補足説明】</p> <p>① 修正いたします。</p>  |
| <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>  |

点検項目(1)、(3)、(5)及び(7)に課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした政策の名称 | 経済実態を考慮した国際租税に係る所要の措置  |
| 2 | 対象税目            | (法人税：義) (国税 08)<br>(法人住民税、法人事業税：義 (自動連動)) (地方税 12)   |
|   | ① 政策評価の対象税目     | —  |
|   | ② 上記以外の税目       | —  |
| 3 | 要望区分等の別         | 【新設・拡充・延長】 【単独 (主官・共管)】  |
| 4 | 内容              | 《現行制度の概要》<br>—   |
|   |                 | 《要望の内容》<br>金融機関の取引実態や市況の変動に対応することを可能にする観点等を踏まえて、過大支払利子税制について所要の措置を講じること。   |
|   |                 | 《関係条項》<br>法人税 租税特別措置法第 66 条 5 の 2、3  |
| 5 | 担当部局            | 農林水産省経営局金融調整課  |
| 6 | 評価実施時期及び分析対象期間  | 評価実施時期：令和 5 年 8 月<br>分析対象期間：令和 6 年度～令和 8 年度  |
| 7 | 創設年度及び改正経緯      | —  |
| 8 | 適用又は延長期間        | 恒久措置   |
| 9 | 必要性等            | ① 政策目的及びその根拠   |
|   |                 | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br/>過大支払利子税制*について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化することにより、農業・農村分野の金融機能の維持を図る。</p> <p>* 近年のグローバルなビジネスモデルの構造変化により生じた多国籍企業の活動実態と各国の税制や国際課税ルールとの間のずれを利用することで、多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題 (BEPS: Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) に対処するため、純支払利子等 (=支払利子等 - 受取利子等) の額のうち調整所得金額の一定割合を超える部分の金額につき当期の損金の額に算入しないこととする制度であり、所得金額に比して過大な利子を支払うことを通じた租税回避の防止を目的としている。</p> <p>《政策目的の根拠》<br/>○食料・農業・農村基本計画 (令和 2 年 3 月閣議決定)<br/>第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策<br/>2. 農業の持続的な発展に関する施策<br/>(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保</p> |

|    |               |  |  |
|----|---------------|--|--|
| 10 | 有効性等          | ② 政策体系における政策目的の位置付け  | <p>《大目標》<br/>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》<br/>2 農業の持続的な発展<br/>《政策分野》<br/>⑥ 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化</p>   |
|    |               | ③ 達成目標及びその実現による寄与  | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/>市場から外貨を調達 (円をドル等に交換) して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず過大支払利子税制の適用を受ける可能性がある。<br/>特に、国際投資を中心とした資金運用を行う系統中央機関は、海外の金利変化の影響を受けやすく、中長期的には合理的な運用を行っている場合でも、単年度では過大支払利子税制の適用により多大な税負担が生じるおそれがある。<br/>このため、現下の経済実態を考慮した所要の措置を講ずることにより、金融機関の税負担を適正化することにより、農業者等への安定的な資金供給を確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>対象となる金融機関において財務面での安定的な業務基盤が確保されることで、農業者に対する円滑な資金供給を行うことが可能となり、農業・農村分野の金融機能の維持につながる。</p> |
| 10 | 有効性等          | ① 適用数  | —  |
|    |               | ② 適用額  | —  |
|    |               | ③ 減収額  | —  |
|    |               | ④ 効果   | <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》<br/>本措置により、対象となる金融機関の資本金の減少を防ぐことができ、財務面での安定的な業務基盤が確保されることで貸出余力の確保につながる。<br/>他方、本措置が講じられなかった場合には、貸出余力の低下を招くおそれがある。</p>   |
|    | ⑤ 税収減を是認する理由等 | <p>本要望は、国際的に求められている BEPS 対応について、租税回避を意図しない中で生じる金融機関の税負担を適正化し、過大支払利子税制の目的を適切に実現するものである。</p> |  |

|    |                    |  |
|----|--------------------|--|
| 11 | 相当性                | <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>市場から外貨を調達（円をドル等に交換）して国際投資を行う金融機関においては、昨今の欧米の金利上昇により海外に対する利息の支払いが増加し、租税回避を行う意図がないにもかかわらず多大な税負担が発生する構図となっている。</p> <p>こうした影響を適正化するためには、毎年度の経済活動の結果に対して適切な税負担を課することができる措置である必要があるため、単年度ごとに予め需要を計測して予算措置を講じる必要がある補助金等ではなく、租税特別措置によることが妥当である。</p> |
|    |                    | <p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>他の支援措置や義務付け等はない。</p>  |
|    |                    | <p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>税負担を適正化し、金融機関の財務基盤を強化することにより農業者等への安定的な資金供給を可能とし、これにより農山村地域の主要産業である農業の持続的発展を通じた経済活性化を促進することができる。</p>   |
| 12 | 有識者の見解             | —  |
| 13 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | —  |